

タイトル	公用収用における課税繰延べ制度について：特に内国歳入法(IRC)第1033条を手掛かりとした解釈原理の考察
著者	藤中，敏弘
引用	北海学園大学法学研究，44(1)：83-106
発行日	2008-09-30

公用収用における課税繰延べ制度について

特に内国歳入法（IRC）第一〇三三条を手掛かりとした解釈原理の考察

藤 中 敏 弘

目 次

序 章	はじめに	(一)	米国における課税繰延べ制度の概要
第一章	課税繰延べ制度の意義	(二)	同種類財産の交換・買換の課税繰延べ
第一節	課税繰延べの概要	(一)	わが国における固定資産の交換、買換
第二節	課税繰延べ制度の問題点と検討	(二)	米国における同種類の交換 (Like-Kind exchange)
(一)	租税原則と課税繰延べ	第三節	居住用住宅の課税繰延べ
(二)	課税繰延べの利益	(一)	わが国における居住用住宅の交換・買換
第三章	まとめ(以上 本号)	(二)	米国における居住用住宅の交換・買換
第二章	日米における課税繰延べ制度	第四節	公用収用における財産の課税繰延べ
第一節	日米における課税繰延べ制度の概要	(一)	わが国の公用収用における課税繰延べ
(一)	わが国における課税繰延べ制度の概要	(二)	米国における不可抗力による課税繰延べ
		第三章	公用収用における課税繰延べ制度の沿革

- 第一節 わが国における制度の沿革
- 第二節 IRC第一〇三三条の成立背景
- 第三節 日米における課税繰延べ規定の相互関係
- 第四章 公用収用における課税繰延べ規定の解釈原理
 - 第一節 米国内国歳入法の規定と解釈
 - (一) IRC第一〇三三条の構成
 - (二) IRC第一〇三三条の目的
 - (三) IRC第一〇三三条における公用収用の意味
 - (四) IRC第一〇三三条の適用要件
 - (五) IRC第一〇三三条の効果
 - 第二節 わが国における規定と解釈
 - (一) 特別控除の概要と問題点の検討
- (二) 課税繰延べ規定の概要と問題点の検討
- 第三節 わが国の現行法解釈の問題点
 - (一) 損失補償金の取用処分と課税処分の関係
 - (二) 現行課税繰延べ規定の解釈
- 第四節 現行法解釈の一試論
 - (一) 課税繰延べの論拠
 - (二) 租税特別措置法の位置付け
 - (三) 損失補償金の評価
 - (四) 結論
- 終章 終わりに―残された問題
- 内国歳入法第一〇三三条私訳(抄訳)
- 卷末資料

序 章 はじめに

二〇〇五年八月、米国の五大会計事務所であるKPMGが、不正なタックス・シェルター(tax shelter)⁽²⁾を一九九六年から二〇〇二年にかけて、およそ三五〇人ほどに提供し、大陪審の捜査を受けたと報じられた。最終的にKPMGは司法当局と四億五六〇〇万ドル(約五〇〇億円)で和解し事件は終結した。この事件は、サーベンス・オクスリー法(SOX法)⁽³⁾の立法により信頼を回復していた米国の会計制度に対する不信を呼び起こし、エンロン事件に端を発し廃業に追い込まれたアーサー・アンダーセンの二の舞いということよりも、米国が直面している租税問題を露にする出来事であったといえよう。

問題となったスキームは、Bond Linked Issue Premium Structure (通称‘Blips’)、Foreign Leveraged Investment

Program (通称‘Flip’) Offshore Portfolio Investment (通称‘Opis’) の三つで、いずれも「課税繰延べ」⁽⁵⁾の手法を何らかの形で取り入れているものであった。

今日、米国においてはこのようなタックス・シェルターが社会問題化しており、「課税繰延べ」はタックス・シェルトーを巡る問題として米国においては古くから論じられているテーマである。

また、税制問題と並び称される年金問題においても、ネストエッグ (nest egg) と呼ばれる老後に備える年金等において、401Kプラン⁽⁶⁾、IRA (個人退職口座—Individual Retirement Account)⁽⁷⁾等が「課税繰延べ」を利用した制度として、米国において広く浸透しているのである。

一方、わが国においてもタックス・シェルトーの事例が次第に増加してきており、平成一四年には各国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」が設置され、そのスキームの解明等に取り組んでいる。

さらに税制問題に関しても、税収は平成三年以降減り続け、平成一八年度の総予算に占める割合は一七年度より増加したものの五七・六%に止どまっており、政府は財政改革を推し進め、戦後一貫して取り続けてきた社会資本整備のための公共投資による景気政策から、急速に進む少子高齢化に対応した社会政策へ対応する税制の模索を行っている。⁽⁹⁾

このような経済状況、税制問題に対し「課税繰延べ」がタックス・シェルターや租税回避に利用されると、富裕層の実効税率が低下し、垂直的公平が害され、また制度として利用されるときは課税ベースを巡る問題として租税原則との関係が問われることとなろう。

しかし、わが国においては「課税繰延べ」の基本的な制度の理論的研究さえ、ほとんどなされていないことも指摘されている。⁽¹⁾

そこで、本論文はわが国において最も古くから制度として認められている、公用収用における損失補償金の課税繰延べ規定の解釈原理について考察する。従来、わが国においては、公用収用の課税繰延べ規定の意義や理論的根拠が明確にされておらず、その解釈原理は租税特別措置法という立法形式のみにとられ、課税に対する特例措置と理解し、厳格かつ限定的に行うものとされてきた。この通説判例の立場に対し、本論文においては、課税繰延べの意義、理論的根拠を探りそれをもとに、新たな解釈原理を見出だそうとするものである。

このために、第一章においては「課税繰延べ」とは何かということを明らかにしたうえ、第二章、第三章においては日米両国で問題となっている課税繰延べ制度とその沿革を論じる。続く第四章において公用収用における課税繰延べの解釈原理を明らかにして、その一試論を提示することにする。

なお、公用収用にかかる課税繰延べ規定である租税特別措置法は、「隠れた補助金」という行政法学者の批判もあり、課税繰延べ規定の解釈とその本質を説明することは、延いては収用と課税という二つの行政処分との関係を明らかにすることにもつながる可能性も秘めていることを付け加えておかなければならない。

注

(1) 米国の五大会計事務所（通称ビッグ5）は、プライスウォーターハウス・クーパーズ、アーンスト・ヤング、KPMG、デロイト・トゥーシェ、アーサー・アンダーセンを指していたが、アーサー・アンダーセンは二〇〇二年に廃業し現在は四大会計事務所となっている。わが国における四大会計事務所は新日本監査法人、あらた監査法人、監査法人トーマツ、あずさ監査法人でそれぞれ米国の会計事務所と積極的に業務提携を行っている。

(2) タックス・シェルターとは、一般に税法の各種の規定を利用し、いわゆる「課税逃れ商品」を作り出すことによって、合法的に課税を逃れようとするものである。そのスキームとして最もよく利用されているのが課税繰延べ制度である。最近のタックス・シェルターの事例として、エンロン、ワールドコム事件等があり、この事件が議会や課税庁（IRS）のタックス・シェルターへの規制強化

化への契機となっている。タックス・シエルトー全般の解説としては多数の書物が出版されているが、代表的なものとして中里実『タックスシエルトー』（有斐閣、二〇〇二）参照。

- (3) Sarbanes-Oxley actは、エンロン・ワールドコム事件などの不正会計問題で二〇〇二年七月に制定された法律で、連邦証券法（一九三三年）、証券取引所法（一九三四年）以来の大改革法と言われる。正式名称は「Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002」。略称は法案提出者のPaul Sarbanes上院議員及びMichael G. Oxley下院議員の名前によるものである。わが国においては、企業改革法と意識されている。全一章六九条の構成で上場会社会計監視審議会（PCAOB）設置、監査人の独立、ディスクロージャーの拡大、内部統制の義務化、経営者の不正行為に対する罰則強化、内部告発者の保護等が規定されている。わが国においても金融庁で同様の法律の立法を進めている。

- (4) Blipsは“loss generator”と呼ばれ、七%の名目の損失を作る外形上のLLCを設立し課税パートナーシップ分配を利用したスキームで、Flip Opsはケイマン諸島を利用した外国事業体スキームである。

- (5) 「課税繰延べ」の表記については、論者により「課税繰り延べ」、「課税繰延」等の表記があるが、法律、会計等の分野によっても特に区別して使用されていないこともあり、本論文においては税制調査会等議事録等、政府機関が使用する表記「課税繰延べ」を使用する。

- (6) 正式には401(k)で国内歳入法（IRC）401条(k)に由来する従業員退職給付プラン。加入者に対しては課税繰延べ、事業主は拠出金の損金算入が認められている。401kに関する文献は多数あるが、例えば浦田春河『401(K)プラン—アメリカの確定拠出年金のすべて』（東洋経済新報社、一九九八）等が詳しい。

- (7) 企業年金に加入していない者の確定拠出年金（従来型IRA）で、401kを脱退した者の資産移転も担っている（ロールオーバーIRA）。401k同様課税繰延べの優遇措置が取られている。

- (8) 平成一八年度予算の、租税及び印紙収入予算額は、四五八、七八〇億円。公共事業費は一七年は一六年度より三・六%削減し七五、三一〇億円、一八年はさらに減少し七二、〇一五億円となっている。また、十九年、二〇年の総予算に対する税収割合は両年とも六四・五%と増加。公共事業費は十九年以降七兆円を下回っている。平成一八年度予算の詳細は財務省広報誌『ファイナンス』四八三巻（大蔵財務協会、二〇〇六）参照。

- (9) 国の予算に占める「一般会計公共事業関係費」はバブル期に比しても、相対的にその比率はさほど変わらない。さらに、GDP統計の「政府固定資本形成費」は公共事業に必要な損失補償金（用地費・補償費）は含まれていないことに注意しなければならない。

財政構造改革と税制については、特集「財政構造改革と税制」J T R I 税研九七号一八頁（財団法人日本税務研究センター、二〇〇一）参照。

内閣府（共生社会政策統括官）は少子高齢化社会にむけて「少子化社会対策基本法」（平成十五年法律第一三三号）、「少子化社会対策大綱」（平成十六年六月四日閣議決定）「高齢社会対策基本法」（平成七年法律第二十九号）、「高齢社会対策大綱」（平成十三年二月二十八日閣議決定）を策定しその対策を示しており、財務省は平成十七年には、勤労世代（二〇～六四歳）二人が高齢者（六五歳）一人を支える社会保障、財政構造、税制の構築の必要性を指摘している（財務省広報パンフレット「税のはなしをしよう」平成十六年一〇月）。平成十七年の数値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所による）。

このような意味で戦後税制を直接税中心主義に導いたシャウプ勧告の再評価がなされることになろう。すでに高齢化社会となっている欧州は間接税中心主義であり、直接税中心では世代間の負担の不均衡が拡大することになる。そして、課税繰延べ等も間接税中心主義のもとでその実行は限られることとなる。シャウプ勧告の今日的評価については、特集「シャウプ勧告から二一世紀へ」J T R I 税研八八号二〇頁（財団法人日本税務研究センター、一九九九）参照。

(10) 税制の準拠基準として、英国のアダム・スミス (A. Smith) の租税四原則、ドイツのワグナー (Adolf Heinrich Gotthilf) の九原則、米国のマズグレイブ (R. Musgrave) の七原則等がよく知られているが、わが国においても税制改革法（昭和六三年十二月三〇日法律第一〇七号）第三条において、税制改革の基本理念として、①公平、②中立、③簡素の三つの原則が規定されている。

(11) 水野忠恒『租税法』三九七頁（有斐閣、二〇〇三）。

(12) 宇賀克也『国家補償法』五一五頁（有斐閣、一九九七）。

第一章 課税繰延べ制度の意義

現在の租税制度において、所得が課税の対象とされることには、何の異論もない。⁽¹⁾しかし、この所得を巡る様々な議論が、今日の租税法における問題提起としての起爆剤となっているのである。第一章においては、所得課税の時期

(タイミング)の問題として、課税繰延べ制度の意義を明らかにしていく。

そもそも課税時期の問題は、課税庁にとつては徴収手続き、課税ベース、歳入上の問題等と関係し、納税者にとつては担税力、資産の形成・運用等にも影響を与える税制上の基本的な問題である。したがって、「課税繰延べ」がどのようなものであつて、租税法上どのような位置付けがなされるのか明確にし、それが租税法上容認される場合としての基準となるべき定義を定めることが必要なのである。

第一節 課税繰延べの概要

課税繰延べ制度の意義を考えるにあたり、「課税繰延べ」の意味するところは何かを、明らかにする必要がある。所得が課税の対象であることは、一般的に疑いの余地がないものと考えられている。しかし、「所得」概念は、多義的であり統一された概念は存在しない。そこで、第一に「所得」という概念は、租税法固有の概念なのか、それとも他からの借用された概念なのかという問題がある。わが国の税法においては、法律上「所得」を定義した規定はない。⁽²⁾また、米国の内国歳入法 (IRC: Internal Revenue Code) も、同様にその定義規定を持っていない。したがって、租税法における「所得」の定義はもっぱら、経済学、会計学等の研究成果をもとに、法解釈によつて理解される。

(a) 経済学上の所得概念

経済学上、今日「所得」概念を大別すれば、「消費（支出）型所得概念」と「取得（発生）型所得概念」に大別され、後者はさらに「制限的所得概念」と「包括的所得概念」に二分されると考えられている。⁽³⁾現在、世界的には「包括的所得概念」により「所得」を定義するのが一般的であり、その理論的な基礎となつたものがドイツのシャントツ(Schanz)

が体系化した「純資産増加説」であり、その後アメリカのヘイグ (Haig)、サイモンズ (Simons) に引継がれ、S—H—S の定義と称されることとなる。⁽⁴⁾

(b) 会計学上の所得概念

一方会計学は、経済活動を数量 (貨幣) 化する学問であり、「所得」の定義は費用・収益の計上原則が担うこととなる。今日、費用・収益の期間帰属につき、「認識」と「測定」という概念を用いて「所得」を確定させることとしている。⁽⁵⁾

(c) 課税繰延べとその他の概念

このような「所得」を課税の対象とするかどうかは、最終的には立法政策上の問題であるが、理論的には課税物件としての問題に帰着する。課税物件とは、課税の対象となる事物や行為を指すが、「所得」もその対象物件である。しかし、様々な理由により、課税物件から除かれるものが存在し (課税除外)、「課税繰延べ」はこのような概念に属するのか、まず最初に明らかにしておかなければならない。

課税除外に該当する租税法上の概念としては、次のようなものが存在する。①租税免除 (免税)、②非課税、③不課税。これらの概念と「課税繰延べ」との違いを考察し、「課税繰延べ」の意味を定義することとする。

租税免除とは、本来なら課税対象とすべきものであるが、政策その他の見地から特に課税を免除することという。租税免除は通常、納税義務者に行政法上の申告又は、申請等の手続きを課することを要件としている場合が多い。

それに比し、非課税とは法律上当然に、課税の対象から除外されているものであって、法律上の効果は何等の手続きを経ずして、当然に課税されないものである。この非課税の根拠としては、種々の非課税規定から、次のような理由を根拠として挙げる事ができる。

一つには課税物件の性格や担税力に基づくもの^⑥、さらには公益的見地や社会、経済、文化、厚生等の各政策上の見地から認められるもの^⑦、そして二重課税の排除その他課税技術上の考慮に基づくものなど^⑧、一様ではないとされている。不課税とは、特に消費税法において消費税対象外の行為を指すものとされている。

このような、租税が課せられない各種の措置と、「課税繰延べ」とはどのような違いがあるのであろうか。

第一に、その年度において租税が賦課されないという点においては、前述した課税除外と同様の効果を持っている。しかし、「課税繰延べ」はあくまでも課税の機会（タイミング）を延長するという効果であつて、永久的に課税を免れるという趣旨のものではない。

第二に、その年度に納税（申告）義務は成立しているが、様々な理由により、申告の時期が延ばされる申告期限の延長とも区別されなければならない。

以上を前提として、「課税繰延べ」概念の定義を考慮すると、一般的には次のような定義がなされている。

(d) 課税繰延べの定義

金子宏教授は「ある所得を当面は課税の対象から除外するが、それによって取得した財産の取得価額をその金額だけ減額することによって、当面失った税収を後に回復する制度である」^⑨とし、石森宏宣税理士は「本来、今、課すべきところを課さないで見送り、将来の、ある時点で課税する一種の課税技術をいう」^⑩とされている。

これに対し、本庄資教授は「課税繰延は収益の繰延のみならず、費用の計上や取得原価または帳簿価格の引継ぎ、評価損益の計上時期の操作を含む広範な概念である」とし、制度としてよりも、手法として課税繰延べ概念の定義をしている。^⑪

これらの定義に共通することは、課税をいわゆる“後回し”にするということである。しかし、課税がなぜ、後回

しとなるのかという、課税のシステムの根本的な説明がなされていない。そこで、課税対象としての所得が課税されていく過程を考察してみることとする。第一に課税対象となる所得が課税されるための大前提として、所得の認識 (recognize) がなされなければならないという問題がある。課税を後回しにするとは、認識された所得の課税を見送るのか、あるいは所得の認識そのものを見送るのかが明らかにされていない。金子教授の定義による、「ある所得を当面は課税の対象から除外する」ということ、あるいは石森税理士の「課すべきところを課さないで」ということの意味するところが判然としないのである。

米国の税法においては、所得の「認識」 (recognize) と「実現」 (realize) との区別は重要であり、次のように考えられている。すなわち、「実現」 (realize) とは、所得を認識させるための前提条件であり、各期間に属する所得を合理的に把握する手段である。一方、「認識」 (recognize) とは、所得をいつの会計年度に属するものと見るかという、期間帰属の決定を指すものといわれている。原則的に実現所得は、実現された期に認識され、認識されないで課税されない場合として、永久的に課税されないものと、繰延べられるものに二分されるものとされている。¹³⁾ 後者の繰延べは、まさに所得認識の繰延べである。そして、未実現 (non-realize) 利益に関しては、そもそも実現されていないので、ここでの所得認識の繰延べとは区別して考えなければならないこととなる。

わが国においては、「実現」と「認識」の区別、さらに実現概念のフレームワークが曖昧であり、会計の基本原則である「企業会計原則」にもその概念規定は見当たらない。さらに、認識と同義語として「計上」という用語が使用されるなどの混乱が見受けられる。

(e) 本稿における定義

本稿においては、会計理論の原則も考慮に入れ、次のように考えることとする。課税繰延べとは、「所得が当期にお

いて実現されていて、何らかの理由により、所得の認識を翌期あるいはそれ以降の期において行うことにより、課税の機会（タイミング）を延期することをいう。さらに、「課税の繰延べ」には、「制度としての課税繰延べ」と「結果としての課税繰延べ」の二つ概念が存在する。⁽¹⁵⁾

つまり、「課税の繰延べ」とは、単に課税を後回しにするという技術的方法ではなく、課税の前提として、実現↓認識↓課税といった一連の流れのうち、認識を延期することを意味し、その延期の方法は、「認識の延期」そのものを制度、つまり税法が正面から認めているものと、様々な手法を用いて最終的に認識の延期を勝ち取るもの、つまりタックスシェルターや租税回避等タックス・ストラテジーがある、ということを意味しているものと理解するのである。⁽¹⁶⁾そして、制度が認識を当期に行わない意味を考えることが必要となってくるのである。

注

- (1) 近代的な意味での所得課税は一七九九年のイギリスに端を発し、今日では多くの国によって採用されている（金子宏『租税法第十二版』一五六頁（有斐閣、二〇〇七））。そして、所得課税の今日の問題は、IMFのタンツィー財務部長やイングランド銀行のキング常務理事が一九九七年五月のエコノミスト誌で指摘したように、所得を生み出す資産が固定資産以外はすべて税負担の低い国に移動してしまうことや電子商取引におけるビット課税（『New Taxes for a New Economy』Government Information in Canada Vol12 No4 1996）などに関心が寄せられている。
- (2) 石島弘『課税権と課税物件の研究』一二五頁（信山社、二〇〇三）。
- (3) 金子・前掲注（1）一五六頁以下、山本守之『租税法の基礎理論』二四九頁以下（税務経理協会、二〇〇四）等。所得概念を巡る研究業績は租税法のみならず、経済学、財政学等枚挙にいとまが無い。租税法においては、金子宏『所得概念の研究』（有斐閣、一九九五）が詳細である。
- (4) 宮本憲一・鶴田廣巳編著『所得税の理論と思想』一三二頁以下（税務経理協会、二〇〇一）。

S—H—S の定義 (Schuz-Haig-Simons concept) によれば所得とは、純資産を増加させるものを指し、未実現利益、帰属所得なども所得を構成することとなる。

- (5) 認識と測定に関し、新井清光『新版財務会計論』一八一頁（中央経済社、一九九八）。
- (6) 自家用住宅の居住にかかる帰属所得 (Imputed Income)、生活用財産の譲渡（所得税法九条一項九号）等。
- (7) 免税特権としての人的課税除外、例えば外交官免税、公益法人等の非課税特権、オープン型証券投資信託の収益調整金（所得税法九条一項一一号）、文化功労年金等（所得税法九条一項一三三）等。
- (8) 相続、遺贈、贈与により取得するもの（所得税法九条一項一五号）等。
- (9) 金子・前掲注（一）一四四頁。木村教授も「課税繰延とは、ある所得を当面は課税物件から除外するが、取得した財産の取得価額をその金額だけ資産の額から減額し、その費用化を事後に減少させることによって、当面失った税収を後に回復する制度」と金子教授と同じ見解に立たれている（木村弘之亮『租税法総則』二一五頁（成文堂、一九九八））。
- (10) 日本税理士連合会編『税務用語辞典』二一六頁（ぎょうせい、二〇〇三）。
- (11) 本庄資『タックス・シエルト事例研究』七八頁（税務経理協会、二〇〇四）。
- (12) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』一六頁（中央経済社、二〇〇一）。
- (13) いわゆる非課税に対応する概念として米国税法においては「除外 (Exclude)」という表現の他、恒久的非課税 (tax-free)、取りあえず今回は課税されない (nontaxable) 等が、繰延べ (deferred) と区別された概念として取り扱われている（伊藤・前掲（12）四四頁）。
- (14) 中央青山監査法人研究センター編『収益の認識 グローバル時代の理論と実務』八五頁以下（白桃書房、二〇〇四）。
- (15) 課税繰延べの区分を志向するものとして、容認される課税繰延べを「良い課税繰延べ」、排除される課税繰延べを「悪い課税繰延べ」と定義するものもある。占部裕典『国際的企業課税法の研究』一三頁（信山社、一九九八）。
- (16) 課税繰延べの定義に関し、法律的観点の定義よりも、経済的效果を重視すべきとされている。このことは課税繰延べの区分を志向せず、実質的效果に着目した見解である。中里実『金融取引と課税』一五頁以下（有斐閣、一九九八）。

第二節 課税繰延べ制度の問題点と検討

課税繰延べ制度について考えるとき、前節で指摘した、「結果としての課税繰延べ」と、「制度としての課税繰延べ」の区別を明確にしておかなければならない。

「結果としての課税繰延べ」とは、税法上の様々な規定あるいは、私法上の諸規定を利用し、収入または経費等の実現 (realize) の時期を意識的に調整し、課税の繰延べを行うことである。

これに対して、「制度としての課税繰延べ」は、「実現」 (realize) した所得の「認識」 (recognize) を、税法上繰延べることを認めていることをいうのである。

「結果としての課税繰延べ」の例としては、一般にタックス・シェルター (Tax Shelter) の手法として、収益の計上時期、それに対応する費用の計上時期、計上方法を技術的に調整する手法、つまり、「期間損益」の操作による課税繰延べを典型例として、外国子会社を利用したもの⁽³⁾、資産の評価替えを利用したもの等⁽⁴⁾、その手法は多様化しつつある⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

「制度としての課税繰延べ」の例としては、一般に事業用資産の交換、居住用資産の譲渡⁽⁷⁾、公用収用等による資産の異動に係る収益の課税繰延べ⁽⁹⁾が代表的なものとして考えられている。

両者に共通する課税繰延べは、これまでの議論においては、課税が将来に向かって延期されるだけであって、将来的には課税がなされるため、税の徴収もれという事態は発生しないという理由から、その問題点はさほど指摘されることなく今日に至っている。

しかし、タックス・シェルターという技術的な課税繰延べが、今日の経済活動のなかで、いわば流行となっている

ことが、課税繰延べの問題の重大さを気付かせる要因となったのである。^⑩

これは、「結果としての課税繰延べ」が本来の税法の趣旨を逸脱しつつも、形式的には合法性を持ったタックス・シェルトーであり、それが濫用的であることが社会問題化している。そしてそのスキームによつては失われた税収は、回収できない場合もあり得るのである。

また、「制度としての課税繰延べ」はその趣旨に沿えば、失われた税収はいつかは回収されることとなる。しかし課税が繰延べられることによつて一納税者の享受する利益が、租税原則のひとつである公平の原則に反することになるのではないかが問題となる。

これは税法上の趣旨に沿つて、税負担を図ることは納税者の権利としては当然のことではあるが、制度が租税原則に違反するものであれば、納税者全体の利益に反し、制度として許容されないのである。また、「課税繰延べ」が制度として許容されるためには、その理由が説明される前提として、当該課税繰延べが租税原則に反していないという条件が求められているからである。

このような理由から、本節においては「制度としての課税繰延べ」と租税原則、課税繰延べの利益の関係を考察してみることとする。

(一) 租税原則と課税繰延べ

国家における税制の構築にあたって、租税の賦課をどのような根拠に基づいて行うかについて、租税原則があることが知られている。この租税原則において、最も尊重され、共通して主張されていることは、「公平」という原則である。^⑪

この租税原則を基に、水野忠恒教授は租税法の基本原則として、「租税の法形式に関する原則」（憲法八四条―租税法律主義）と「内容に関する原則」（憲法一四条―法の下の平等）の二点が重要であると指摘されている。⁽¹²⁾

ここで、「課税繰延べ」が問題となるのは、後者の「内容に関する原則」であり、水野教授はそれを租税公平主義と位置付け、その内容は平等原則一般と同一であるとされるのである。そして、その内容は「担税力に即した課税」と租税の「公平」ないし「中立性」を要請するものとされている。⁽¹³⁾

「課税の繰延べ」は、平等原則のもと一般に、例外的に課税の公平の要求を解除されている人的非課税（免税特権）、及び物的非課税と異なる概念とされており、課税繰延べの恩恵を受けることによつて、具体的にどれ程の利益を受けるのか考慮し、その程度が課税の公平を害するものなのか判断しなければならない。

(二) 課税繰延べの利益

税源を何に求めるかは古くから議論のある問題であるが、今日一般的に認められている包括的所得概念のもとでは、所得・資産・消費の間で、バランスを取り課税すべきものとされている。⁽¹⁵⁾ このような課税物件の選択とは別に、課税方法の選択という問題もあり、両者は区別して議論されなければならない。⁽¹⁶⁾

このような議論を前提に、「課税繰延べ」において問題となるのは、資産に対する課税である。⁽¹⁷⁾ 資産に対する課税には、資産そのものつまりストックに対する課税（例えば固定資産税、地価税、資産譲渡税等）と資産が生み出す税つまりフローに対する税（例えば不動産所得税等）があるが、このうちとりわけストックに対する課税であるキャピタル・ゲイン課税の繰延べ利益が問題となる。このことは、所得や消費に対する課税の繰延べ利益の発生が、認められないことを意味するものではない。つまり、課税のタイミング、とりわけ収益の計上延期や費用の繰上げ等の操作に

より、所得・消費課税においてもその利益を享受することは十分に可能なのである。

それでは、具体的に納税者は課税繰延べの方法を選択することによって、どれだけの利益を享受し得るのであろうか。

これまで一般的に言われてきたことは、課税繰延べによって失われる税収は、いずれ取り戻され、真に失われる部分は金利相当分であるということであった。

しかし、キャピタル・ゲインに限って言えば、包括的所得概念のもとでは、理論的には含み益に課税する必要があるが、現実的には執行の困難性を根拠に、現時点においてはどの国においても、売却時に課税することが通例となっている。このことは、実質的に課税が繰延べられていることを意味し、売却時（実現時）まで課税されないことは、所有期間（未実現段階）において、本来支払うべき所得税が、売却時まで政府から納税者に無利子で貸与されているのに等しく、課税繰延べが長期にわたる場合は、免税にほぼ匹敵する利益をもたらすことになるという指摘もある¹⁸⁾。そして、このことは、土地や株への投資が、預貯金や債券への投資に比べ有利になっていることを、あらわしているのである。

さらに、売却時（実現時）にキャピタル・ゲイン課税を行うことにより、ロック・イン効果（lock-in effect 凍結効果）が生じることが知られているが、その対策の一つが課税繰延べ（ロール・オーバー）方式の採用である¹⁹⁾。この方式は、例えば居住用資産についてだけ適用されるのであれば、公平上さほど問題はないが、凍結効果緩和作用を十分発揮させるために、広範な各種の資産間の代替を認める場合には、公平面で重大な弊害を伴うことも指摘されている²⁰⁾。

このような議論を背景に、わが国においても課税繰延べの効果を計量的に捉え、租税法との関係を説明しようとい

う新しい試み⁽²²⁾が、川端康之教授や中里実教授らによって主張されている。川端教授は、時間の貨幣的価値と課税について、時間の貨幣的価値を制度的に考える際には、二つの接近方法があり、一つは所得としての利子の認識であり、もう一つは課税の繰延べや非課税措置によって納税者が享受する便益であると指摘するのである。そうして、納税者の享受しうる経済的価値は、課税ベースから除外された金額ではなく、その金額と納税者の限界税率の積であるとされ、租税法解釈の前提として、便益が納税者の限界税率と密接に関係している点が知らなければならないとされるのである。そして、費用収益の計上時期の問題は、単に会計的にみてどの時点で計上することが妥当なのかという点とは不十分で、むしろ法律問題の核心は「いま支払うかそれとも後で支払うか」なのであるとされている。川端教授はこの課税のタイミングの問題を、解釈論と結び付ける必要を説いておられる。

このためには本稿でいう「制度としての課税繰延べ」においては、それが制度として認められる理論的裏付けとその解釈原理が、前記のような新しい方法論を基に検討されなければならない。また「結果としての課税繰延べ」においては、まさに解釈論として、それが税法上許容されるのかどうかという視点で検討されなければならないだろう。一方、中里教授は課税繰延べにより、納税者が得る利益としてGreenの所説を引用し説明している。それによれば納税者が課税繰延べにより得る利益としては、次の三つの利益が考えられる。

第一に、政府から納税者に対して与えられる無利子融資であるとされる。これは最も一般的な理解ではあるけれども、繰延べ利益に対しても結果的に課税が毎年及ぶという点を考えるとその説明は単純すぎるとしている。

第二に、税率の軽減と同視しうるとされる。しかし現実の課税繰延べは様々な形態があるために、課税繰延べによって得られる利益の計算は税率の軽減の計算に比べずつと複雑であるとされる。

第三には、一定の場合に非課税と同様の経済的効果をもたらすとされる。その経済的効果は、減価償却における

expensing (資産取得費の当期費用化、ないし資産取得費の取得時全額控除) に相当するとされているのである。

さらに以上のような課税繰延べの利益として考えられるものを計量的に説明するため事例を設定し、計算すれば次のようになるとしている。事例については、前記三つの事例に区分し、一つは土地に関する圧縮記帳のような場合、次に土地のキャピタル・ゲインの実現時までの課税繰延べや、タックス・ヘイブンに設立された子会社の利益に対する親会社の配当受取時までの課税繰延べ、最後には、減価償却資産に関する圧縮記帳のような場合としている。いずれも、条件としては、二、〇〇〇円の税額支払い、〇年度から二年間の繰延べ、利子率一〇%、税率五〇%の単純モデルである。

モデル一、土地に関する圧縮記帳の場合

支払の繰延べ 二、〇〇〇円 ↓ 二年後の額 二、三一〇円

税率五〇% ↓ 税引後の額 二、二〇五円

二、二〇五円ー二、〇〇〇円＝二〇五円 (二年後の繰延べの利益)

〇年度末における現在価値 二〇五／一・一の二乗＝一六九

モデル二、キャピタル・ゲイン実現時までの場合

この場合〇年度末と一年度末にはそれぞれ、一、〇〇〇円ずつ支払うべき租税の支払が二年度末まで、繰延べられたという条件を付ける。(この設定は包括所得概念のもと、未実現のキャピタル・ゲインに対しても毎年課税することを前提としている―筆者注)

○年度末支払の繰延べ（二年度末） 一、一〇〇円（税引後一、〇五〇円）

一年度末支払の繰延べ（二年度末） 一、一五五円（税引後一、一〇三元）²³⁾十一、一〇〇円

（税引後一、〇五〇円）²⁴⁾|| 税引後二、一五三元

二、一五三元―二、〇〇〇円²⁵⁾|| 一五三元（二年後の繰延べ利益）

○年度末における現在価値 一五三／一・一の二乗²⁶⁾|| 一二六

モデル三、減価償却資産に関する圧縮記帳

この場合も前記と同様一年度末に一、〇〇〇円と二年度末に一、〇〇〇円繰延べられたという条件をつける。

一年度末 二、二〇〇円（税引後二、一〇〇円）―一、〇〇〇円²⁷⁾|| 一〇〇円

二年度末 一、二一〇円（税引後一、一五五円）―一、〇〇〇円²⁸⁾|| 税引後一五五円（二年後の繰延べ利益）

○年度末における現在価値 一五五／一・一の二乗²⁹⁾|| 一二八

以上のように、単純なモデルではあるが、課税繰延べの経済的利益はある程度数量的に把握でき、この数字が客観的に課税の公平の問題を考慮する指針ともなるであろう。いずれにせよ、これまで課税繰延べが、最終的に税収を回復することができるという根拠のもと、課税繰延べの利益を軽視し、議論されてきたことの誤りを指摘するには十分のものであろう。

そして、課税繰延べによって毎年受ける利益は、租税原則とくに公平の概念との関係から、課税繰延べを認容する理論的根拠の説明や、税制・課税の構築モデルの立案にとって考慮すべき重要な項目なのである。

現状におけるわが国の「制度としての課税繰延べ」の利益は、市場の利子率が極端に低いこと、代替資産を海外で取得する事が認められていない等から、公平の原則に反するに至るまでの利益はないものと考えられるが、今後の市場の変化等によつては、公平の原則に反する利益を特定の者が享受しうる場合もあることを認識しておく必要がある。

注

(1) タックス・シェルターという言葉は、従来使用されていた租税回避とは多少異なった意味で使用されることが多いが、その内容は何かという問いには明確な回答を与えられていない。極端な例では中里教授が「課税逃れ商品」という訳語を付けている。その実態は、レーガン政権下の一九八六年税制改革以前の高額所得者（当時の最高税率は五〇％）の節税対策に端を発していると言われている。その後最高税率が二八％に引き上げられたことから下火となったが、一九九〇年代後半から再び利用者が増加し、今日米国では大きな社会問題となっている。一九八一年ゴートン報告書、一九九九年タックスシェルター白書等の公的報告もなされている。

(2) 例えば、債権ストラドル (Debt Straddles)、パススルー・エンティティ・ストラドル (Pass-through entity Straddle)、パートナーシップ・ストラドル (Partnership Straddle)、想定元本契約 (Notional Principal Contract: NPC) 等が該当する。本庄資『アメリカン・タックス・シェルター 基礎研究』一〇三頁（税務経理協会、二〇〇三）参照。

(3) 例えば、ベシス引上げ (Inflated Basis) 本庄・上掲一〇六頁参照、フォーリン・ファクタリング (foreign factoring)、リースイン・リースアウト (lease-in/lease-out: LLO)、『旺文社・ホールディング事件』（東京高裁平成一六年一月二八日判決 判例時報一九二五号五一頁 東京地裁平成一三年一月九日判決 判例時報一七八号四五頁）。

(4) 例えば、エンロン社のプロジェクトコンドル (Project Condor) 等。

(5) 例えば、COLI/TOLI ファースト・ペイ・ストック (fast-paystock)、『ステップ・ダウン・プリファード (step-down preferred)』、エンロン社のプロジェクト・アパッチ (Project Apache) 等。

(6) わが国における事例はデット・エクイティ・スワップを利用した日本スリーエス社事件（東京地裁平成一二年一月二〇日判決 訟務月報四八巻一一号二七八五号）、パチンコ平和事件（東京高裁平成一二年五月三一日判決 税務訴訟資料二四三号二七頁）、岩瀬

- 事件（東京高裁平成一年六月二二日判決 判例時報一六八五号三三頁）、パラッツイーナ（映画フィルム）事件（大阪高裁平成二二年一月一八日判決 訟務月報四七卷一二号三七六七号）、航空機リース事件（名古屋地裁平成二六年一〇月二八日判決 判例タイムズ一二〇四号二二四頁）が報告されている。
- (7) 米国内国歳入法（IRC）一〇三一条、租税特別措置法三七条。
- (8) IRC二二一条、租税特別措置法三六条の二、三六条の六。
- (9) IRC一〇三三条、租税特別措置法三三三条。
- (10) 米国のレーガン政権下の税制改革の一要因は短期間にタックス・シエルトが増大したことであるとの指摘がある。タックス・シエルトは明白な不公平を生じ出すことについて、高橋利雄『わが国の税制改革の経緯と租税論の展開』三九頁（税務経理協会、二〇〇四）。
- (11) このことに関する最近の文献として、日税研論集VOL五四『公平・中立・簡素・公正の法理』（日本税務研究センター、二〇〇四）参照。
- (12) 水野忠恒『租税法』六頁（有斐閣、二〇〇三）。
- (13) 平等原則に関し芦部信喜『憲法新版』二二五頁（岩波書店、一九九九）。
- (14) 水野・前掲注（12）一〇頁。
- (15) 一九八八年四月税制調査会『税制改革についての中間答申』一頁、一九八八年税制改革法二条等。
- (16) 貝塚啓明ほか編『税制改革の潮流』五頁（有斐閣、一九九〇）。
- (17) 資産課税に関し、石橋一雄「資産課税の理論的考察」新潟産業大学経済学部紀要第二一号一頁以下（二〇〇〇）、井澤保「資産性所得課税と納税者番号制度」東海大学文明研究所紀要第一〇号七九頁以下（一九九〇）等参照。
- (18) 藤田晴「資産所得の課税について」近畿大学商経学叢第三七卷第一・二・三号一七六頁（一九九〇）。
- (19) 例えば、大沢俊一「キャピタル・ゲイン税のロッキン効果と資本蓄積」札幌学院商経論集第七卷第一号一一九頁以下（一九九〇）参照。
- (20) 大沢俊一「キャピタル・ゲイン税と租税回避」名大経済科学三六卷三三四三頁（一九八九）。
- (21) 藤田・前掲注（18）一八〇頁。
- (22) 川端康之「時間の貨幣価値と課税」総合税制研究No1 五三頁以下（納税協会連合会、一九九二）、中里実『金融取引と課税』（有

(23)

斐閣、一九九八) 参照。他に一高龍司「課税繰延の利益に関する一考察」神戸大院六甲台論集経営学編第四五巻第二号二九頁以下(一九九八)、吉村政穂「所得計上時期の選択に関する覚書」ジュリストNo.一二六八 二二四頁(二〇〇四)。

課税繰延への理解にはキャリーブ라운モデルを徹底的に理解する必要があるとして次のような例も照会されている。

一〇、〇〇〇円の給与所得を得ている投資家が、次の三つのOPに投資する事例として税率(四〇%)、利子率(二〇%)を一定としOP1は、毎年一〇%の課税対象となる利子が付く債券、OP2は毎年一〇%の非課税利子が付く債券、OP3は毎年一〇%の課税対象となる利子が付きかつ債券のコストが即時に費用化できる債券とすることを条件とした場合、OP3は債券コストが即時に費用化できるため、給与所得と債券コストは相殺され、当年は課税されず全額投資できる。(課税繰延への事例)。そしてその効果はOP2(非課税の事例)と等しいと言うことである。

	①OP 1	②OP 2	③OP 3
総所得	10000	10000	10000
控除	0	0	10000
税	4000	4000	0
投資額	6000	6000	10000
収益率	600	600	1000
税	240	非課税	400
純受取額	360	600	600

中村繁隆「課税繰延べ防止策の研究—FIF (Foreign Investment Fund) ルールを主題として」税研125号107頁(日本税務研究センター、2006)

第三節 まとめ

本章においては、「課税繰延べ」の概念を明らかにしその定義を確定した。従来、法律上の「課税繰延べ」の定義は曖昧で一義的ではなかった。そのため、本稿においては新たに「課税繰延べ」を次のように定め、この概念に当てはまらないものは、課税繰延べ以外の概念、例えば課税除外（非課税）と考えることとする。

「課税繰延べ」とは、「所得が当期において実現されていても、何らかの理由により、所得の認識を翌期あるいはそれ以降の期において行うことにより、課税の機会（タイミング）を延期することをいう」。そして、「課税繰延べ」には、「制度としての課税繰延べ」と「結果としての課税繰延べ」が存在する。

「制度としての課税繰延べ」とは、本稿が考察する公用収用における課税繰延べのように、税法が正面から課税繰延べを容認しているもので、「結果としての課税繰延べ」とは、タックス・シェルターの事例にみられるように、税法の種々の規定を利用したり、組合わせたりして課税繰延べを技術的に導き、その結果として課税繰延べの利益を得ることをいうのである。

「結果としての課税繰延べ」は今日社会問題化しているように、それが税法の趣旨を逸脱し濫用的であれば、納税者のコンプライアンス（納税道義^①）の低下を招き、課税ベースが浸食され、さらに有害な税の競争（harmful tax competition）^②が展開されることとなる。「制度としての課税繰延べ」は税法が予定している課税繰延べに対応する法形式を用いる場合には何の問題も生じないが、制度として租税原則に反する場合は、制度そのものが納税者全体の利益に反することになる。

そこで、課税繰延べの利益が租税原則に反しないかが問題となるが、課税繰延べはその手法によっては非課税に相当する利益を生じることがあり、その程度如何によつては公平の原則に反する場合もあり、制度構築においては考慮すべきものであろう。

以上のような課税繰延べの概念を前提として、次章においては「制度としての課税繰延べ」のうち、公用収用における課税繰延べ制度と密接に関係する他の二つの課税繰延べ制度を含め、三つの形態の制度をわが国と米国を対比して検討を試みる。それは公用収用による課税繰延べを理解するためには、同種類の交換（基本的な交換）、居住用財産の交換・買換を含めた三つの形態の課税繰延べを理解する必要があるからである。そして今日この三つの形態の課税繰延べは、新たな課税事業体（例えば有限責任組合・LLC）を介したタックス・シェルターのスキームに利用される可能性もあることを示唆しておかなければならないであろう。

注

- (1) コンプライアンスの低下は、徴税費用の増大、制度の信頼低下を招くことになり、わが国を始め、どのような国においても政府の関心事である（第五回国税審議会議事録 平成一六年二月一九日参照）。国税審議会議事録は国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に掲載されている。また、コンプライアンスは米国の税務行政において古くから関心が持たれている（橘光伸「コンプライアンスをめぐるアメリカ内国歳入庁の執行体制と研究活動」税研四七巻九頁（日本税務研究センター）、一九九三）、増井良啓「税務執行の理論」ファイナンシャル・レビュー第六五号一六九頁（財務省総合政策研究所、二〇〇二）参照。

- (2) 一九九六年OECD租税委員会において議論が開始され、「有害な税の競争」報告書（一九八八年）等が提出され、潜在的に有害な税制リスト等が公表されている。有害税制に対しては加盟国に縮減・廃止を求めている。